

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】(3) 【総覧に供する場所】 【第一部～第三部 略】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 【a～e 略】 f 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(21)及び(22)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 【(2)～(22) 略】 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(3) 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】(3) 【総覧に供する場所】 【第一部～第三部 同左】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 【a～e 同左】 f 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(21)及び(22)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 【(2)～(22) 同左】 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(3) 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日

【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】(5)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第三部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～h 略】	
い 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【2）～(8) 略】	

第四号の三様式

【表紙】	有価証券届出書
【提出書類】	関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券に係る投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態及び金額】(3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	

【代理人の住所又は所在地】	_____
【事務連絡者氏名】(4)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】(5)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第三部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～h 同左】	
い 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【2）～(8) 同左】	

第四号の三様式

【表紙】	有価証券届出書
【提出書類】	関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	_____
【代表者の役職氏名】(2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券に係る投資法人の名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態及び金額】(3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	

【a～f 略】

g 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【(2)～(4) 略】

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(3)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態及び金額】(5)

【総覧に供する場所】

名称
(所在地)

【第一部～第四部 略】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

【a～i 略】

j 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【(2)～(4) 略】

【a～f 同左】

g 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【(2)～(4) 同左】

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(3)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

【届出の対象とした募集（売出） 外国投資証券の形態及び金額】(5)

【総覧に供する場所】

名称
(所在地)

【第一部～第四部 同左】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

【a～i 同左】

j 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【(2)～(4) 同左】

第五号の二様式

【表紙】
有価証券届出書
関東財務局長
年 月 日

【提出書類】
【提出先】
【提出日】
【発行者名】
【代表者の役職氏名】 (2)
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の金額】 (3)
【総覧に供する場所】

【第一部～第三部 略】
(記載上の注意)
(1) 一般的事項
[a～d 略]

e 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(8)c、(8)及び(8)により記載することとされている事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【2）～(8) 略】

第五号の四様式

【表紙】
有価証券届出書
関東財務局長
年 月 日

【提出書類】
【提出先】
【提出日】
【発行者 (受託者) 名称】
【代表者の役職氏名】 (2)
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者 (原委託者) 氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】

第五号の二様式

【表紙】
有価証券届出書
関東財務局長
年 月 日

【提出書類】
【提出先】
【提出日】
【発行者名】
【代表者の役職氏名】 (2)
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の金額】 (3)
【総覧に供する場所】

【第一部～第三部 同左】
(記載上の注意)
(1) 一般的事項
[a～d 同左]

e 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(8)c、(8)及び(8)により記載することとされている事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

【2）～(8) 同左】

第五号の四様式

【表紙】
有価証券届出書
関東財務局長
年 月 日

【提出書類】
【提出先】
【提出日】
【発行者 (受託者) 名称】
【代表者の役職氏名】 (2)
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者 (原委託者) 氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～c 略】	
d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(10) 略】	

第六号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者） 名称】	_____
【代表者の役職氏名】 (2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者） 氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____

【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～c 同左】	
d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(10) 同左】	

第六号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者） 名称】	_____
【代表者の役職氏名】 (2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者） 氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____

		<u>(所在地)</u>
〔第一部～第三部 略〕 (記載上の注意) (1) 一般的事項 [a～c 略]		
d	当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
[2)～(4) 略]		
第六号の三様式		
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	年 月 日	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】(2)		
【本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】		
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)		
【総覧に供する場所】	名称	
	<u>(所在地)</u>	
〔第一部～第三部 略〕		
(記載上の注意)		
(1) 一般的事項		
[a～c 略]		
d	当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	

		<u>(所在地)</u>
〔第一部～第三部 同左〕 (記載上の注意) (1) 一般的事項 [a～c 同左]		
d	当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
[2)～(4) 同左]		
第六号の三様式		
【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	年 月 日	
【発行者名】		
【代表者の役職氏名】(2)		
【本店の所在の場所】		
【事務連絡者氏名】		
【連絡場所】		
【電話番号】		
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】		
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)		
【総覧に供する場所】	名称	
	<u>(所在地)</u>	
〔第一部～第三部 同左〕		
(記載上の注意)		
(1) 一般的事項		
[a～c 同左]		
d	当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいひ、特定有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	

こと。
〔2〕～〔9〕 略〕

第二十五号様式

1 基本情報

- (1)フレンドの名称
- (2)委託会社等の情報(2)
- (3)フレンドの目的・特色(3)
- (4)投資リスク(4)
- (5)運用実績(5)

(6)手続・手数料等(6)

2 追加的情報(7)

(記載上の注意)

〔1〕～〔3〕 略〕

(4) 投資リスク

〔a～c 略〕

d この目録見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」 ⑩ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

〔5〕～〔7〕 略〕

第二十五号の二様式

1 基本情報

- (1)フレンドの名称
- (2)管理会社等の情報(2)
- (3)フレンドの目的・特色(3)
- (4)投資リスク(4)
- (5)運用実績(5)

(6)手続・手数料等(6)

2 追加的情報(7)

(記載上の注意)

〔1〕～〔3〕 略〕

(4) 投資リスク

〔a～c 略〕

d この目録見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」 ⑩ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

載すること。
〔2〕～〔9〕 同左〕

第二十五号様式

1 基本情報

- (1)フレンドの名称
- (2)委託会社等の情報(2)
- (3)フレンドの目的・特色(3)
- (4)投資リスク(4)
- (5)運用実績(5)

(6)手続・手数料等(6)

2 追加的情報(7)

(記載上の注意)

〔1〕～〔3〕 同左〕

(4) 投資リスク

〔a～c 同左〕

d この目録見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」 ⑩ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

〔5〕～〔7〕 同左〕

第二十五号の二様式

1 基本情報

- (1)フレンドの名称
- (2)管理会社等の情報(2)
- (3)フレンドの目的・特色(3)
- (4)投資リスク(4)
- (5)運用実績(5)

(6)手続・手数料等(6)

2 追加的情報(7)

(記載上の注意)

〔1〕～〔3〕 同左〕

(4) 投資リスク

〔a～c 同左〕

d この目録見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの）に限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」 ⑩ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

[5]～(7) 略]	[5]～(7) 同左]
備考 表中の「」の記載は注記とする。	